

## 履修規程

## 教育課程

- 第1条 この規程は、授業科目の履修等に関する事項について定める。
- 第2条 本学を卒業するための授業科目の単位修得にあたっては、別表の学科または専攻毎に定める授業科目開講表に従い履修しなければならない。
- 第3条 専攻科を修了するための授業科目の単位修得にあたっては、別表の専攻科に定める授業科目開講表に従い履修しなければならない。
- 第4条 学生が現に在籍する学科（専攻）に配当されている科目で、既に単位を修得した科目を再び履修したいと願い出た場合は、その学科（専攻）に属する学生の修学を妨げない場合において、授業科目担当教員の意見を徴し、第2年次に限り許可することがある。
- 2 前項の規定により履修した科目の成績評価が以前の評価と異なる場合は、いずれか上位の評価をもって、当該科目の成績とする。ただし、単位の重複加算は行わない。

## 受講登録

- 第5条 学生は毎学期の始め、所定の期間内に受講する授業科目を登録しなければならない。受講登録をしない授業科目を受講しても、その単位を修得することはできない。（通年の授業科目は前期において登録）
- 第6条 受講登録は、受講票及び履修登録確認表を提出することによって行うものとする。
- 第7条 登録期間は、学年暦に定められた各期の講義開始日より1週間とし、この間に受講科目の登録手続きを完了しなければならない。但し、次の場合は初回の講義日の翌日を登録手続き完了日とする。
- 一 国民の祝日等の為、講義が行われなかった場合
- 二 学外実習期間と重なった場合
- 2 登録期間内においては登録の取り消しまたは追加を行うことができる。登録期間後の取り消しは認めないが、追加についてはやむを得ない事由がある場合に限り認める。
- 3 前項の登録の取り消し、または追加をしようとする者は、授業科目の担当教員及び教務課へ願い出て、その承認を得なければならない。

授業時間及び  
単位の計算方法

- 第8条 各授業科目の授業は、講義、演習及び実験・実習・実技に分ける。
- 2 各授業科目の単位数は、学則第21条に定めるものとする。ただし、音楽学科及び専攻科音楽専攻における個人指導による以下の科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 音楽学科「主科実技Ⅰ～Ⅳ、副科声楽Ⅰ～Ⅳ、副科鍵盤Ⅰ～Ⅳ」  
専攻科「鍵盤楽器AⅠ～Ⅳ、管楽器AⅠ～Ⅳ、弦楽器AⅠ～Ⅳ、声楽AⅠ～Ⅳ、鍵盤楽器BⅠ・Ⅱ、弦楽器BⅠ・Ⅱ、声楽BⅠ・Ⅱ、演奏研究」

## 資格及び教員免許状の取得

- 第9条 幼児教育学科において幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者の免許状取得に必要な授業科目の種類、単位数及び履修方法等は、別記「教育職員免許状の取得について」に示すとおりとする。
- 第10条 生活科学学科食物栄養専攻において栄養士の免許を取得しようとする者の免許取得に必要な授業科目の種類、単位数及び履修方法等は、別記「栄養士免許の取得について」に示すとおりとする。
- 第11条 幼児教育学科において保育士の資格を取得しようとする者の資格取得に必要な授業科目の種類、単位数及び履修方法等は、別記「保育士資格の取得について」に示すとおりとする。
- 第12条 生活科学学科生活情報専攻においてビジネス実務士資格を取得しようとする者は、全国大学実務教育協会の「ビジネス実務士資格認定に関する内規」に定める学科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 前項の資格取得に必要な授業科目の種類、単位数及び履修方法等は、別記「ビジネス実務士資格の取得について」に示すとおりとする。
- 第13条 生活科学学科生活情報専攻において情報処理士資格を取得しようとする者は、全国大学実務教育協会の「情報処理士資格認定に関する内規」に定める学科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 前項の資格取得に必要な授業科目の種類、単位数及び履修方法は、別記「情報処理士資格の取得について」に示すとおりとする。
- 第14条 幼児教育学科及び音楽学科においてレクリエーション・インストラクターの資格認定証を取得しようとする者は、財団法人日本レクリエーション協会の定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 前項の資格認定証取得に必要な授業科目の種類、単位数及び履修方法は、別記「レクリエーション・インストラクター資格の取得について」に示すとおりとする。
- 第15条 幼児教育学科において、幼稚園・保育園のためのリトミック2級指導資格を取得しようとする者は、特定非営利活動法人リトミック研究センターの定める学科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 前項の資格取得に必要な授業科目の種類、単位数及び履修方法は、別記「幼稚園・保育園のためのリトミック2級指導資格の取得について」に示すとおりとする。
- 第16条 音楽学科において音楽療法士（2種）称号を取得しようとする者は、全国音楽療法士養成協議会の「音楽療法士（2種）の称号の授与に関する規程」に定める学科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 専攻科音楽専攻において音楽療法士(1種)の称号を取得しようとする者は、全国音楽療法士養成協議会の「音楽療法士(1種)の称号の授与に関する規程」に定める学科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 3 前2項の称号取得に必要な授業科目の種類、単位数及び履修方法は、別記「音楽療法士称号の取得について」に示すとおりとする。

第17条 成績の評価は履修期間中の平常成績、出欠状況、試験成績(筆記・口述・論文等の方法を含む)等を勘案して行う。

第18条 学則第24条に定める成績評価の基準は、次のとおりとする。

- 2 各評価の基準はおよそ次のとおりとする。
  - A…とくに優れている。
  - B…優れている。
  - C…ふつう。
  - D…やや劣っている
  - E…劣っている
- 3 100点法によって試験等を行う教科については、その点数を以下の基準によって換算する。
 

A…100点～80点	B…79点～70点	C…69点～60点
D…59点～50点	E…49点以下	
- 4 C以上を合格とし、D、Eを不合格とする。
- 5 学則第25条3及び4に該当する授業科目については単位認定のみとし、成績評価は行わない。評価欄には認定と表記する。

第19条 試験は原則として各学期末に行う。但し、必要な場合には臨時にこれを行うことができる。

- 2 未登録の授業科目の受験及び学費未納者の受験は認めない。もし受験した場合は、その試験は無効とする。
- 3 出席時間数が2/3に満たない場合は、その科目は受験できない。その場合の成績評価はEとする。

第20条 Dについては、再試験を許可する。Eの場合は、これを許可しない。

- 2 再試験を受ける者は、成績発表後指示された期間内に「再試験願」を教務課に提出しなければならない。1科目につき2,000円の受験料を納めなければならない。
- 3 再試験において合格した者の成績評価はCとする。

第21条 教授会において認められている病気その他やむを得ない事由によって、試験を受けることのできない場合は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受ける者は、「追試験願」を教務課に提出して、学生部長の承認を得なければならない。

3 追試験の事由が以下の①～⑥の場合で、追試験の結果Dと評価された者については第20条を準用する。

①病気 ②就職試験 ③忌引 ④交通事故 ⑤公共交通機関の事故及び遅延 ⑥罹災

4 追試験の事由が前項の①～⑥に該当しない場合、追試験の評価はC又はEとする。

第22条 成績は各学期末に書類をもって学生に発表する。

第23条 受験するに当たって次のことを心得なければならない。

#### 一 筆記試験

- (1) 受験中は常に学生証を机の上に提示し、定められた机で受験しなければならない。
- (2) 試験場には定刻5分前までに入室すること。
- (3) 試験開始後30分以内の遅刻者の入室は認める。
- (4) 試験開始後30分を経過しないと退室することはできない。
- (5) 一度配布された答案用紙を提出しなかった場合は、その試験は受けなかったものとみなす。
- (6) 試験場では自分の机の中及び周囲には筆記道具以外の荷物を置いてはならない。(但し、その試験に指定された物がある場合にはこの限りではない) また、試験中の下敷の使用は監督者の許可を得ること。
- (7) 試験中は監督者の指示に従い、不正行為またはそれと疑われるような行為のないよう特に注意しなければならない。
- (8) 試験会場での携帯電話・PHS・ポケットベルの使用を禁止する。(時計がわりに使用することも禁止する。)

#### 二 レポート

- (1) 所定の期間を厳守して、指定された部署に提出しなければならない。期限後は理由のいかんにかかわらず一切受理しない。
- (2) 用紙は担当教員の指示に従う。表紙に授業科目名、担当教員名、題目、学科、学籍番号、氏名を明記し、必ず綴じて提出すること。
- (3) レポートを提出する場合には、所定の期限までに提出しなかった者は試験の欠席に準じて処理する。

第24条 試験中に不正行為があった場合には、その科目の成績評価はEとし、学則第57条により懲戒する。

附則 平成14年4月1日 制定・施行  
平成23年4月1日 改正・施行